

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事及び埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十一日

埼玉県監査委員	根 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	松 沢 邦 翁
埼玉県監査委員	梅 澤 佳 一

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
病院局	がんセンター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	カメラなどの固定資産で、所在の確認できないものが複数認められるなど、資産管理が不適切であった。	監査の結果を職員に周知するとともに、埼玉県病院事業財務規程に基づく固定資産（器械備品）の実地照合を実施し、適切な事務処理の徹底を図った。 今後は、毎年度定期的に実地照合を実施し、各担当と事務局の連携による相互チェックにより、再発防止を徹底することとした。
教育局	坂戸高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「原水ポンプ槽配管修繕」（536 千円）について、契約に当たり、相手方の要望を受け見積条件と異なる工期で契約していたのは不適切であった。	再発防止のため、契約事務及び入札事務の注意点について再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。
教育局	秩父農工科学高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 24 年 3 月の「県立秩父農工科学高等学校 3 号館及び自転車置き場塗装工事請負契約」（1,454 千円）において、最低制限価格設定の参考となる算定表は作成されていたが、予定価格調書には最低制限価格は記載されていなかった。 それにもかかわらず最低制限価格を設定した形で落札者を決定していたことは不適切であった。	再発防止のため、契約事務や入札事務の注意点及び予定価格調書作成手続き等についての再確認を行い、財務事務の適正な執行について周知徹底を図った。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置

総務部	自動車税事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「一般廃棄物収集運搬業務委託」(88 千円)の契約について、見積書の収集運搬回数に誤りがあったにもかかわらず、そのままの金額で契約を締結していたのは不適切であった。	再発防止のため、監査結果を全職員に周知し、財務関係諸規程の再確認と適正な財務処理の周知徹底を図った。 また、見積書の確認は、積算根拠を含め、複数の職員でチェックすることを徹底した。
保健医療部	動物指導センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の浄化槽清掃業務等について、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」と「汚泥処分」をそれぞれ別の資格を有する業者と別々に契約していたが、全ての業務を一括した見積書を、「浄化槽清掃・修繕、汚泥収集運搬」の業者のみから徴取し、「汚泥処分」の業者から見積書を徴取しなかったことは、不適切であった。	監査結果を全職員に周知し、財務関係諸規程の再確認と適正な財務処理の周知徹底を図った。契約の相手方が複数となる場合には、それぞれの業者から見積書を徴取するよう徹底した。
産業労働部	職業能力開発センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「汚水槽清掃業務(汚水槽の清掃・汚泥の収集運搬)」(94 千円)について、一般廃棄物(汚泥)収集運搬業の許可を有していない業者と契約を締結したことは不適切であった。	再発防止のため、職場会議等を通じて監査結果を周知し、情報の共有化を図った。 また、許認可を要する業務の発注に当たっては、必ず業者から証明書等の提示を求めて許認可の有無を確認することとし、不明な点は法令所管課に照会するなど、関係法令の遵守を徹底した。
県土整備部	川越県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	普通財産の貸付及び行政財産の使用許可について、次の点で不適切であった。 1 河川改修事業で発生した普通財産(廃川敷)の無償貸付については、埼玉県財務規則により、所管部長の決裁と総務部長の合議が必要な案件であるにもかかわらず、所長決裁により貸し付けていた。 2 行政財産である道路予定地についても、同様に、所長決裁により使用料を免除して使用許可していた。	今後不適切な事務のないよう部長会議等所内会議で周知徹底を図った。 また、当該事業担当において、普通財産の貸付及び行政財産の使用許可の書類ファイルの表紙に、決裁に関しては所管部長決裁と総務部長等の合議が必要であることを明記するとともに、引継ぎ事項として、文書にて確実に後任者に引継がれるようにした。

県土整備部	東松山県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度に「応急修繕(需用費)工事 6-18」(490 千円)及び「応急修繕(需用費)工事 6-19」(490 千円)の 2 つの歩道(水路)仮設工事を発注したが、各々の見積依頼日・見積徴取日・工事依頼日・契約相手方・工期・工事内容は同一であり、隣接箇所における工事であった。 効率的な予算執行の観点から両工事を一括で発注すべきであった。	再発防止のため「見積依頼時のチェックリスト」を作成し、依頼形態、依頼内容、見積依頼予定日、見積予定業者、予定工期について、各項目が適切であることを確認することとした。 また、所内各種会議等において、効率的な予算執行等の周知・徹底を図った。 さらに、グループリーダーが定期的に注意喚起をしている。
県土整備部 都市整備部	杉戸県土整備事務所	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	権現堂公園(2号公園:未開設区域)の一部に係る行政財産使用許可について、埼玉県財務規則により所管部長の決裁が必要な案件であるにも関わらず、所長決裁により使用料免除の許可を繰り返していたことは不適切であった。	2号公園の一部区域は、平成 25 年 4 月 1 日に都市公園として開設した。これに伴い、当該区域に施設を所有する幸手市には、都市公園法に基づき設置を許可した。 なお、上記に係る決裁は「埼玉県地域機関事務の委任及び決裁に関する規則」第 5 条により、所長決裁で行った。 また、今後は、財務規則等の諸規定に基づき適正に事務処理を行うよう、職員会議を通じて周知徹底した。
病院局	精神医療センター	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「医療情報システムサーバ更新業務委託契約」(14,553 千円)について、予定価格を決定するため事前に参考見積書を徴取したが、そのまま正規の見積書として契約を締結していたのは、不適切であった。	再発防止に向け、監査結果を職員に周知するとともに、埼玉県病院事業財務規程等の関係規程を再確認し、適正な事務処理について徹底を図った。 特に、契約事務を行う際には、適正に見積書が徴取されていることを複数の職員で確認する等チェック機能を強化し、適正な執行を徹底した。
教育局	近代美術館	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	平成 23 年度の「北浦和公園グレーチング交換修繕」(825 千円)について、予定価格調書の入札書比較価格(税抜き価格)に誤りがあった。	再発防止のため、予定価格調書の作成に当たっては、税抜き価格と税込み価格をわかりやすく表記するとともに、設計書との突合を確実にを行うよう徹底した。

教育局	浦和北高等学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	顕微鏡などの備品で、備品出納簿への記載漏れが複数認められるなど、備品管理が不適切であった。	記載漏れの備品について、平成 25 年 2 月 14 日に備品出納簿への記載を行った。 再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、適正な物品管理と事務処理を実施するよう徹底した。 また、定期的に实地照合を実施することとした。
教育局	騎西特別支援学校	平成 25 年 3 月 5 日 (第 2472 号)	所在不明であった備品について、十分な調査をしないまま事実と異なる理由を記して不用決定等を行ったところ、後日、同備品が発見されるなど、備品の管理事務が不適切であった。	再発防止のため、所属長が監査結果を全職員に周知するとともに、定期的に实地照合を実施することとした。